

| 部  | 委員会名及び事業内容  |
|----|---|
| 総務 | <b>総務部重点課題:公益社団法人の円滑な活動を支えるため組織基盤の強化を目指す。</b>   |
|    | <b>①総務委員会</b><br>本会全体の運営に関する総務事項及び経理事務の実務上の処理、日本社会福祉士会や自治体等との関係機関との調整を行う。この他、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会、各自治体、福祉関係団体等からの要請を受け各種行政委員会や審議委員会等へ専門職能団体として委員を推薦する。<br>また、県民の福祉向上を図るための提言・要望活動などのソーシャルアクションを行う。<br>[総務会] 会全体の運営に関する総務事項(事務局運営・各委員会に属さない事項の協議、自治体からの各委員の推薦など)の協議。随時開催。<br>[総会] 法人の最高意思決定機関。事業実績・決算報告など審議・決定。6月に開催予定。<br>[理事会] 事業計画・予算、執行など重要事項の協議、意思決定を行う。5月、10月、3月開催予定。<br>[運営委員会] 会長、副会長、内部理事・監事、各委員会の委員長が参加。<br>各委員会運営を中心とした事業の具体的な意思決定を行う。奇数月の第3土曜日9時30分から開催。<br>[部長会] 会長、副会長、事務局長、総務部、研修部、調査研究部、事業部、権利擁護センター、自立相談支援部の長等の参加により各委員会の進捗状況などの確認、重要事項、運営委員会の協議事項の協議と方向付けを行う。毎月第3水曜日に18時30分から開催。 |
|    | <b>②地域ブロック委員会</b><br>「組織強化地域ブロック研修」として県北、入間、朝霞の地域ブロックで定期的な会員交流会を開催し、情報交換や研修会を行う。また、年に1回、全ブロックの交流会を開催し、相互の交流協議を行う。<br>(1) ブロック交流会(北部ブロック、せいぶSWネット、朝霞地区ブロック、他)4月予定<br>(2) 北部ブロック:連絡会(奇数月第2土曜日15:00～熊谷市市民活動支援センター)<br>(3) せいぶSWネット:事例検討会(6月、2月)、交流会(10月)<br>(4) 朝霞地区ブロック:ブロック会議(年2回、半期に1度)   |
|    | <b>③広報委員会</b><br>広報紙の企画・取材・編集を行い、4月、7月、10月、1月中旬の年4回発行する。<br>県民向け広報紙も年1回発行し、広く活動を県民に普及する。  |
|    | <b>④選挙管理委員会</b><br>役員(理事、監事)改選時の立候補受付公示、候補者の名簿作成、総会での議案の提示を行う。  |
|    | <b>⑤組織委員会</b><br>組織・規定の整備を担当する。<br>会員拡大をめざした入会勧誘活動等を行う。(国家試験時に会のパンフレットの配布)  |
|    | <b>⑥倫理委員会</b><br>会員に対する苦情などの申し立てが本会に寄せられた時に、事案の調査、審査を行う。<br>内部委員3名と外部委員(弁護士、学識経験者)2名で構成する。定期委員会は事案の有無に拘らず年1回開催する。   |
| 研修 | <b>研修部重点課題:社会福祉事業に従事する職員の知識・技術向上のための研修を推進する。</b>  |
|    | <b>①公開研修委員会</b><br>「公開研修」を開催する。広く県民を対象に、福祉をめぐる今日的テーマの理解を深める場とする。  |
|    | <b>②学会運営委員会</b><br>社会福祉士の実践、活動内容、研究内容を報告することにより、社会福祉支援を充実させ、もって県民福祉の向上に寄与できるよう、社会福祉士学会を開催し研究発表の場とする。<br>日程:本会総会当日の開催(6月)。3分科会9人発表、講演等予定。<br>抄録集:発表要旨を掲載。2016年1月発行。  |

| 部      | 委員会名及び事業内容  |   |
|--------|---|---|
| 研<br>修 | <p>③生涯研修委員会<br/>           社会福祉士の知識・技術向上のための研修事業を実施運営する。会員・非会員は問わず。<br/>           (1)社会福祉士基礎研修<br/>           社会福祉士の専門性の基礎を身につけるための基礎課程の研修会を開催。<br/>           基礎研修Ⅰ:集合研修2回実施。(6/28、10/25)<br/>           基礎研修Ⅱ:集合研修9回実施。(7/26～3/12)<br/>           基礎研修Ⅲ:集合研修10回実施。(6/6～3/12)<br/>           青年部研修:基礎Ⅰ受講者対象の実践活動紹介及びグループワーク・事例検討研修1回実施。<br/>           (2)社会福祉士専門研修<br/>           基礎研修の修了者を対象に一層の実務専門性向上のための研修会を開催。<br/>           スーパービジョン課程:マンツーマン方式で開催。(通年6回)</p> |   |
|        | <p>④地域包括支援センター委員会<br/>           「地域包括支援センター支援研修」を開催する。(8月または2月)<br/>           テーマ:「地域ケア会議の進め方」「地域包括ケアシステムの構築について」「介護予防・日常生活支援事業の取り組み方」等を検討。<br/>           対 象:埼玉県内の各地域包括支援センターに所属する職員。会員・非会員は問わず。</p>  |   |
|        | <p>⑤生活困窮者支援委員会<br/>           「生活困窮者支援者研修」を開催する。生活困窮者や貧困問題に係る支援のあり方等の研修(9/26)<br/>           対 象:埼玉県内の地域相談機関、福祉施設、支援活動団体の職員等</p>  |   |
|        | <p>⑥障害者自立支援委員会<br/>           「障害者自立支援研修」を開催する。様々な障害の法制度や支援の実際などの研修(7月または11月)<br/>           対 象:埼玉県内の地域相談機関、福祉施設、支援活動団体の職員や障害者団体・家族等</p>   |   |
|        | <p>⑦多文化共生ソーシャルワーク委員会<br/>           「多文化共生ソーシャルワーク研修」を開催する。外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深める研修(12月) また、埼玉県国際交流協会主催研修の共催や埼玉県啓発事業へ協力する。<br/>           対 象:行政、地域相談機関、国際交流・協力団体等の関係者</p>   |   |
|        | <p>⑧子ども家庭支援委員会<br/>           「子ども家庭支援研修」を開催する。児童福祉施設・教育現場などとの連携・協働等の研修(1月)<br/>           対 象:地域相談機関、学校、児童福祉士施設、支援団体、医療機関等の職員・関係者</p>  |   |
|        | <p>⑨施設実習指導者研修委員会<br/>           「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」を受けて社会福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、実習指導の要件に「実習指導者を養成するための講習会の受講」が定められた。この要件を満たす研修を開催する。また研修修了者のフォローアップ研修を行う。<br/>           施設実習指導者研修<br/>           対 象:社会福祉士であって実習指導者になろうとする者 50名(会員・非会員は問わず)<br/>           内 容:厚生労働大臣の定める基準による講習(7/11、7/12)</p>   |   |
|        | 調<br>査<br>研<br>究  | <p>調査研究部重点課題:社会福祉士の専門性向上のための研修・研究を推進する。</p>   |
|        |   | <p>①独立型社会福祉士事務所委員会<br/>           地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士事務所の開業者及び開設に関心のある社会福祉士を対象に、スキルアップ研修や事務所の運営業務領域の拡大、協働ネットワークづくりのための連絡協議を行う。<br/>           (1)例会の開催。独立型社会福祉士事務所開業者のネットワーク構築について。(年6回)<br/>           (2)研修会(会員対象)を開催。(9月)</p> |

| 部    | 委員会名及び事業内容  |
|------|---|
| 調査研究 | <p>②地域包括支援センター委員会</p> <p>(1)活動できるメンバーの募集。(埼玉県内各地域包括支援センターに対する働きかけ等、通年)</p> <p>(2)情報交換会の開催(7月、11月、3月)</p> <p>対象者:埼玉県内の各地域包括支援センターに所属する職員。(会員・非会員は問わず)</p> <p>地域別:一定の地域ごとでブロック研修と自由な情報交換会方式</p>   |
|      | <p>③生活困窮者支援委員会</p> <p>生活困窮や貧困問題の実情や課題についての理解を深め、課題解決に向けた支援の在り方等について会員間の定例学習会を行う。(偶数月第2月曜)</p>   |
|      | <p>④障害者自立支援委員会</p> <p>障害者支援について、それぞれの立場に基づいた情報交換や制度検討、必要に応じて提言などを行う。また、総合福祉相談会事業等に参加する等、公益事業の実施に協力する。</p> <p>(奇数月第1日曜10:00～12:00)</p>   |
|      | <p>⑤多文化共生ソーシャルワーク委員会</p> <p>外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深めるための研究会を開催する。</p> <p>(1)外国籍住民への直接的・間接的な相談支援。</p> <p>(2)定例研究会(偶数月第3木曜19:00～21:00)</p>  |
|      | <p>⑥子ども家庭支援委員会</p> <p>子ども家庭支援に関する諸問題の研究、情報交換活動を行う。</p> <p>(1)関係機関見学。(11月)</p> <p>(2)定例研究会(偶数月第2週)</p>   |
| 事業   | <p>事業部重要課題:社会福祉士としての専門性に基づく事業を推進する。</p>   |
|      | <p>①生活相談事業委員会</p> <p>埼玉県求職者生活相談事業(受託事業の実施)</p> <p>(1)ハローワーク浦和・就業支援サテライト内の生活・住宅総合相談コーナーの運営</p> <p>生活・住宅総合相談コーナーにおいて求職者の抱える生活問題の相談援助を行う。一日1人が勤務し、5人の相談員でローテーションにより対応。(月曜～金曜、祝日除く 10:00～17:00)</p> <p>サテライト内のポスターの掲示、チラシの配布、サテライトで行う各種セミナー参加者への相談コーナー案内等の周知を行う。</p> <p>(2)生活相談員ミーティング(毎月1回)</p> <p>生活相談員が一堂に会し、各種連絡/協議、意思疎通と問題解決に向け話し合う。</p> <p>(3)埼玉県との連絡会議(毎月1回)</p> <p>県の担当職員と生活相談員が一堂に会し、各種連絡/協議、意思疎通と問題解決に向け話し合う。</p> <p>(4)サテライト連絡会議(毎月1回)</p> <p>県及びサテライトの各コーナーの代表者で実績(数)報告、連絡調整を行う。生活相談員代表の参加。</p> <p>(5)他機関への訪問(不定期)</p> <p>他機関において、生活相談事業と関わりのある相談を行っている部署を訪問する等、関係機関との連携を図る。</p> <p>②被災者支援委員会</p> <p>災害被害者支援事業</p> <p>東日本大震災で被災し、埼玉県内に避難した被災者への支援を行う。個々の状況に応じ、相談援助をし、住宅の確保や地域の社会資源・サービスにつなげる。</p> <p>(1)双葉町との情報交換と協議(毎月第3木 14:00～)、双葉町自治会との協議(年2回)</p> <p>(2)委員会会議(4月、9月、2月、16:00～)</p> <p>(3)2グループで加須と騎西巡回相談(月1回第2土曜か日曜)</p> |

| 部        | 委員会名及び事業内容  |
|----------|---|
| 事業       | <p>③総合相談事業委員会<br/> 総合福祉相談会：福祉に関する「1日相談会」<br/> 場 所: 県北部地域など（地域イベント会場も検討）<br/> 対 象: 相談支援を進めている支援者及び県民<br/> 相談員: 本会会員が担当<br/> 広 報: 各機関に開催チラシ等を直接配布し、地域の広報やタウン誌等に開催案内を掲載。<br/> 準備委員会: 準備のための委員会の開催。今後の地域の福祉活動がさらに発展し、地域会員が積極的に参加できるように配慮する。</p>   |
|          | <p>④里親研修委員会<br/> (1) 専門里親更新事業(受託事業の実施)<br/> 専門里親の継続及び資質向上のための研修を開催する。<br/> 対 象: 特別なケアが必要な児童を受入れる専門里親<br/> 内 容: 講義及び施設見学（12月～1月 2日間）<br/> (2) 里親委託推進進研修(受託事業の実施)<br/> 里親制度の理解を深めて里親委託を推進するため、児童福祉施設や児童相談所、市町村等の里親委託実務者研修、未委託里親研修等を実施する。</p>  |
| 権利擁護センター | <p>権利擁護センター重点課題: 成年後見制度活用に対する期待や高齢者・障害者虐待対応要請に的確に応える。</p>   |
|          | <p>①成年後見制度委員会ばあとなあ埼玉<br/> ばあとなあ埼玉は、ばあとなあ連絡会及びばあとなあ運営委員会を開催し、以下の事業を行う。<br/> 1、成年後見に関する相談事業 2、成年後見人養成研修 3、候補者名簿登録者からの成年後見人及び成年後見監督人としての紹介 4、前号により受任した成年後見人及び成年後見監督人への支援(業務査察委員会の設置) 5、法人後見事業 6、成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動 7、成年後見制度に関するばあとなあ会員間の情報交換、研修<br/> 8、その他関連する事業<br/> (1) 相談支援<br/> 成年後見に関する相談事業<br/> 定例面接相談: 毎週土曜日AM10:00～PM1:00 祝日、年末・年始を除く。(計51日)<br/> (2) 成年後見人養成研修<br/> 目 的: 成年後見人等として必要な倫理観・知識・技術を習得し、成年後見人を受任できる者を養成する。<br/> 内 容: 事前課題7科目及び集合研修5日間(9/13、10/18、11/15、12/20、1/17)9:30～17:30<br/> (3) 基本実務研修<br/> 成年後見人等候補者名簿登録前の実務研修を開催。(3/13)9:30～16:30<br/> 専門職として後見実務を行うにあたっての視点と方法を学び「社会福祉士の倫理綱領」と「社会福祉士の行動規範」に照らして、後見人として活動する上での自己の倫理観を涵養する。<br/> (4) 実務研修<br/> 実務上必要な知識を身につけ、成年後見人としての職務遂行に役立て、また資質の向上を図るための研修を開催。(2回 10/10、2/13)<br/> (5) 事例検討会<br/> 成年後見人養成研修修了者を対象に受任事例の検討研修を開催。(年2回)<br/> (6) 運営委員会<br/> ばあとなあ埼玉の組織、事業に関する検討・管理を行う。<br/> (7) 連絡会<br/> ばあとなあ会員の連絡及び情報交換を行う。(年6回:うち2回は地域ブロック別開催)</p> |

| 部        | 委員会名及び事業内容   |
|----------|--|
| 権利擁護センター | <p>(8)福祉関係者のための成年後見活用講座<br/>           目的:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者を対象に、成年後見制度の概要の理解を図り、申立に必要な手続きの模擬体験を通して、実際の日常業務に役立てる講座を開催する。<br/>           対象:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者 60名定員<br/>           内容:(公社)日本社会福祉士会編集の「支援者のための成年後見活用講座」を使用した講義と演習。(8/23、2/17)10:00~17:00</p> <p>(9)法人後見<br/>           本会が法人として成年後見人を受任する。</p>  |
|          | <p>②高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会</p> <p>(1)高齢者・障害者虐待対応 :本会・埼玉弁護士会連携チームが、市町村の虐待対応を支援する。市町村の要請に応じて連携チームを派遣し、困難事案の助言、相談を行う。<br/>           弁護士会合同研修会 :チーム委員のスキルアップを図る合同研修会を開催(9月)<br/>           事業広報 : 高齢者・障害者虐待対応専門職チームリーフレットを配布(増刷)。<br/>           派遣契約 : 市町村からの要請を受けてチーム派遣契約を締結。<br/>           (2014年度契約 上尾市、入間市、桶川市、加須市、川越市、久喜市、坂戸市、志木市、鶴ヶ島市、飯能市、ふじみ野市、三郷市)</p> <p>(2)高齢者虐待対応研修<br/>           虐待対応に関する専門知識、技術の習得と実践力向上のための研修を開催する。<br/>           対象:市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員<br/>           内容:日本社会福祉士会仕様のプログラムによる。(3日間)</p>  |
| 自立相談支援   | <p><b>自立相談支援部重要課題:様々な社会福祉援助の必要性に対応し、新たな事業に取り組む。</b></p> <p>①自立支援専門員事業委員会</p> <p>(1)自立支援専門員事業(受託事業の実施)<br/>           埼玉県が設置する福祉事務所(4ヵ所)所管の生活保護受給者の生活環境を整え生活支援を行う。定例会議・運営委員会を開催し専門員の資質向上やスキルアップのための研修及び連絡協議を行う。<br/>           自立支援専門員定例会議: 月1回開催。<br/>           生活困窮者支援専門研修: 11月下旬 2日間開催。<br/>           (2)研究報告:埼玉県社会福祉士学会において事業の研究成果を報告。(6月下旬)</p>  |
|          | <p>②住宅ソーシャルワーカー事業委員会</p> <p>(1)埼玉県等住宅ソーシャルワーク事業(埼玉県及び 県内の市から受託事業)<br/>           住居を失ったり無料低額宿泊所に入所し、民間アパートや養護老人ホームなどへの入居を希望する生活保護受給・申請者等に対し、安定した地域生活が送れるよう住宅の確保や施設入所等の支援を行う。<br/>           支援員(住宅ソーシャルワーカー)が福祉事務所のケースワーカーに同行して無料低額宿泊所などを訪問し、一般アパート等への転居を希望する入居者に対し、その人の潜在能力が発揮できるように励ましながら、一緒に住まい探しを行ない、安定した地域生活が送れるよう継続的に支援する。<br/>           対象地域:埼玉県内の4市及び町村部について実施対象。<br/>           一時宿泊施設:居宅移行までの一時宿泊施設の提供(川越市内に戸建1軒3人ほか)</p> <p>(2)さいたま市住宅ソーシャルワーク事業(さいたま市の受託事業)<br/>           さいたま市の生活保護受給・申請者等で無料低額宿泊所、無届け施設などの入居者、ドメスティックバイオレンスなどで住まいを失う虞れのある者を対象として、住まいの確保(居宅移行)及び地域での安定した生活のための支援(地域生活支援)を行う。<br/>           対象地域:さいたま市内について実施対象。<br/>           一時宿泊施設:居宅移行までの一時宿泊施設の提供(川越市内戸建1件、ホテル型2部屋ほか)</p> |

| 部      | 委員会名及び事業内容   |
|--------|--|
| 自立相談支援 | <p>③自立相談支援委員会</p> <p>(1)生活困窮者自立相談支援事業(受託事業の実施)<br/>福祉事務所と連携して生活困窮者の就労支援や住宅家賃の給付、一時宿泊施設の提供、家計改善などを含めた総合的な相談支援を行う。<br/>対象地域:入間市ほか県内の一部町村について実施対象</p> <p>(2)生活保護受給者健康増進事業(受託事業の実施)<br/>県内(さいたま市を除く)の生活保護受給者のうち、慢性疾患の通院者で、知的障害や精神疾患のため健康管理が難しい者に対し、福祉事務所や医療機関と連携して服薬や通院ほかの生活指導を行い、健康的な生活習慣の獲得を支援し、入院を予防する。</p> <p>(3)生活保護高齢者世帯自立支援事業(受託事業の実施)<br/>県内(さいたま市を除く)の生活保護受給者のうち、ひきこもり傾向の高齢者世帯に対し福祉事務所等と連携して、地域交流や健康増進行事等への参加を働きかけるなど、孤立防止の相談支援を行う。</p>   |
|        | <p>④ホームレス自立支援委員会</p> <p>ホームレス巡回相談事業</p> <p>活動:年末等にホームレスの安否確認や巡回相談及び必要に応じ個別生活支援を行う(8回)<br/>研修:新規ホームレス支援員研修を行う。(6月)<br/>支援員:ホームレス支援員を登録。支援員会議の開催。(4回)</p>  |
|        | <p>⑤子ども家庭支援委員会</p> <p>児童養護施設退所児童 希望の家事業(受託事業の実施)<br/>大学・専門学校等に進学する施設退所児童に対し、進学から卒業までの単身生活を支援し、社会人に向けての支援を行う。<br/>支援:住居の確保、日常生活での相談指導全般<br/>対象:施設退所児童の進学者</p>   |
| 事務局    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総会、役員会、運営委員会、倫理委員会等の開催</li> <li>2. 役員及び各委員会との連絡調整</li> <li>3. 日本社会福祉士会及び他県社会福祉士会との連絡調整</li> <li>4. 各種行政施策等に対する会員の参加についての連絡調整</li> <li>5. 社会福祉士の求人情報の発信</li> <li>6. 会員名簿の整理、文書の発送作業</li> <li>7. 会計経理事務</li> <li>8. 会費の徴収事務</li> <li>9. 他団体・機関との連絡調整</li> <li>10. 各事業受付等、開催支援</li> <li>11. ホームページの管理</li> <li>12. 会員及び一般市民からの問い合わせ対応</li> <li>13. 公益認定変更、届出に関する事務</li> <li>14. その他会活動に関する庶務</li> </ol> |